

静岡県告示第504号の6

指定都市内における県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱（平成25年静岡県告示第929号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月2日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>第3 補助の対象及び補助率（額）</p> <p>次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の総額は<u>1億円</u>と次の表の補助の対象欄に掲げる経費に対して指定都市の長が交付する補助金の額とのいずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を限度とする。</p> <p>（表略）</p>	<p>第3 補助の対象及び補助率（額）</p> <p>次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の総額は<u>5,000万円</u>と次の表の補助の対象欄に掲げる経費に対して指定都市の長が交付する補助金の額とのいずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を限度とする。</p> <p>（表略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、令和11年1月1日から施行する。
- 改正後の指定都市内における県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和11年1月1日以降に用地を取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した工場等の移転及び分散について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の移転及び分散については、なお従前の例による。